

## 厚真町住宅用LED照明器具等購入費補助金取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、町内で住宅用LED照明器具等を購入する経費の一部を予算の範囲内で補助することにより、住宅の省エネルギー化を推進するとともに、温室効果ガスの排出を抑制し、環境への負荷の少ない循環型社会を構築することを目的とする。

### (補助対象者)

第2条 補助金の対象となる者は、町内に住所を有している世帯で、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

(1) 住宅（店舗等の併用住宅の場合は、住宅部分に限る。）に設置するLED電球、蛍光灯型LEDランプ及びLED照明器具（以下「住宅用LED照明器具等」という。）を町内の商店等から購入する者

(2) 町税を滞納していない者

### (補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、住宅用LED照明器具等の購入価格及び当該購入価格に対する消費税とする。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2の額（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、補助の限度額は、4万円とする。

### (補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、住宅用LED照明器具等の購入した日の属する年度の末までに、厚真町住宅用LED照明器具等購入費補助金交付申請書（別記第1号様式）に関係書類を添えて町長に申請するものとする。

2 この補助金の交付は、1世帯1回限りとする。

### (補助金の交付の決定)

第6条 町長は、申請書の提出があったときは、厚真町補助金等交付規則（平

成4年規則第4号。以下「規則」という。)の規定によりその内容を審査のうえ、適正と認められるときは、補助金の交付を決定するものとする。

2 町長は、補助金の不交付を決定したときは、その旨を厚真町住宅用LED照明器具等購入費補助金不交付決定書(別記第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(その他)

第7条 この要綱及び規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日より施行する。

別記第1号様式（第5条関係）

厚真町住宅用LED照明器具等購入費補助金交付申請書

年 月 日

厚真町長 様

申請者

住所 厚真町

氏名

電話 —

厚真町住宅用LED照明器具等購入費補助金取扱要綱第5条の規定に基づき、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

LED照明器具等 購 入 数	電球・蛍光灯型	個（本）	
	照明器具	基	
設 置 場 所	電球・蛍光灯型		
	照明器具		
LED照明器具購入額等（消費税含む）			円
補助金申請額（購入金額の2/3の金額（100円未満切り捨て）、 限度額40,000円）			円
補 助 金 振 込 先	金融機関		支店名
	種 別	普通・当座	口座番号
	ふりがな		
	口座名義人		
添 付 書 類	購入したLED照明器具等のメーカー、型式、品番が記載された領収書（写しは、不可。裏面に貼付）		

同 意 書

私の町税の納付状況及び住民基本データを確認することに同意します。

氏 名 \_\_\_\_\_

領収書の原本、貼付欄

(領収書には、購入者の氏名を記入してもらってください。)

別記第2号様式（第6条関係）

年 月 日

申請者 様

厚真町長 印

厚真町住宅用LED照明器具等購入費補助金不交付決定書

年 月 日付で提出のあった厚真町住宅用LED照明器具等購費補助金交付申請書を審査した結果、補助要綱第2条第2号の補助対象者の資格要件を満たしていませんので、厚真町住宅用LED照明器具等購入費補助金を不交付としましたので通知いたします。